

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	52	事業名	川俣町貸事業所整備事業	事業番号	(6)-47-1
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(220,783 千円) 583,783 千円	全体事業費	(220,783 千円) 583,783 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 6 年が経過したが、居住率は 51.8%（令和 6 年 4 月 1 日現在）にとどまり、高齢化率は 60%を超えている。 このような中、高齢化が顕著に進行している同地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、今後、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっていくおそれがある。 こうした状況の下、今後、町の更なる復興・再生を図る上では、事業者の町内への進出や町内での積極的な事業展開を促進し、町の活力を創出していくことが必要不可欠であり、これにより、同地区が直面する課題に対応し、同地区の帰還・移住等環境整備を図るとともに、同地区への帰還や新たな住民の移住・定住を進めていく。					
事業概要					
本町への進出・事業展開に関心を有する事業者は存在するものの、現状、こうした事業者の進出等の促進に当たり、希望に合致する賃貸用の事業所が整備されていないなど、当該事業者の活動拠点を確保しにくいことがネックとなっていることから、町内での円滑な事業の着手等に資する拠点となる施設（貸事業所）を整備する。 本施設の整備に当たっては、事業者の業種や事業手法等が様々である中、事業者が町内で円滑に事業基盤を固め、将来的に自ら活動拠点を構築していけるよう、当該事業者の幅広いニーズに沿った利活用に資するものとする必要があるところ、 ・消費者向け事業を展開する事業者にとっては、円滑に事業基盤を形成する上で、交流人口・関係人口をも視野に入れることが可能な環境が確保される必要があること ・首都圏等に所在する本拠地をはじめ、町外との往来や調整を行いながら事業を進めていくことが想定されるところ、一定の公共交通アクセスが確保された環境が確保される必要があること ・ICT 事業者の進出やテレワークの活用等も想定されるところ、こうしたニーズに対応可能な通信環境が確保される必要があること 等を踏まえ、こうした環境が確保可能な町中心部に本施設を整備する。					
当面の事業概要					
<令和 5 年度（第 43 回）> 事業概要を達成するため、以下の業務を委託する。 1 貸事業所等の整備に係る基本設計及び実施設計業務 2 貸事業所等の整備に係る用地取得のための不動産鑑定評価業務及び建物補償算定業務 <令和 6 年度（第 46 回）> 事業概要を達成するため、以下の事業を行う。 1 貸事業所等の整備に係る用地取得及び建物補償 2 貸事業所等の用地を取得した際の合筆のための測量及び不動産登記					

<令和6年度（第47回）> 1 貸事業所の建設工事 2 貸事業所の建設工事に伴う工事監理業務委託	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
本事業の実施により、本町への進出・事業展開に関心を有する事業者による町内での事業基盤の構築・拡大等を通じて、 ・山木屋地区への帰還者等の働く場の創出 ・当該事業者の山木屋地区での事業所整備や事業展開 等を図り、同地区への帰還・移住等を促進する。 なお、本施設に関しては、同地区の課題解決に取り組み、将来的に同地区での起業を目指し、又は同地区から積極的に雇用する事業活動を行おうとする者であることを入居条件とする。	
関連する事業の概要	
特になし	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	45	事業名	中山工業団地拡充整備事業	事業番号	(6)-46-3
交付団体	川俣町		事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費	(46,084 千円) 161,937 (千円)		全体事業費	(46,084 千円) 161,937 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
川俣町民が継続して定住できる町へ復興するためには、町内の既存産業のさらなる発展や新規産業の積極的な誘致により雇用機会の創出を図り、避難指示により就業機会を失った山木屋地区住民をはじめとして、町外へ避難した住民の帰還・移住等、特に、山木屋地区への帰還・移住等を促進しなければならない。 このことから、町内に若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能な活力ある経済社会を構築することにより、山木屋地区を含む川俣町全体の復興を加速することが必要である。					
事業概要					
中山工業団地の空き区画は、いずれも小規模な区画（0.1ha～0.4ha）であり、これまで企業誘致に努めてきたものの、企業ニーズに合致していないことから、平成 10 年 3 月の造成完了以降、継続して空き地状態となっており、地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じるため、中山工業団地の敷地を拡張する必要がある。 本事業では、より広い区画を求める企業ニーズに対応できるよう、これらの小規模な空き区画を統合・拡張し、約 2ha の区画とすることによって企業を誘致し、雇用機会の創出を促進するものである。 なお、復興庁が令和 2 年度に行った住民意向調査（対象：山木屋地区の世帯の代表者（515 世帯））によると、山木屋地区への帰還意向について、「まだ判断がつかない」と回答した者（7.4%）のうち、山木屋地区への帰還を判断するために必要なこととして、33.3%が「働く場の確保の見通し」と回答しており、本事業により働く場を創出することは、山木屋地区への帰還・移住等を促進することに寄与するものである。					
【第 6 次川俣町振興計画 P112】					
施策 2：起業・創業の支援と企業誘致の促進					
(2) 企業誘致活動の推進					
●企業誘致を促進するため、工業団地の拡充や整備を検討します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 6 年度>					
令和 4～5 年度にかけて実施した中山工業団地拡充整備事業に伴い実施した残土運搬工に伴い、舗装交通計画量を超える大型車両が通行し、運搬経路となった町道の一部に著しい損傷が生じていることから、損傷個所に係る修繕工事を実施する (事業費) ・道路修繕工事					

<令和 4～5 年度(基金事業)>

基金事業として、一部の用地取得、造成工事及びその積算支援業務、配水関係の設計及び工事、これら工事の施工管理業務、確定測量及び登記等を実施する。

(事業費)

- ・ 用地費及び補償費
- ・ 造成工事費
- ・ 配水設計費
- ・ 施工管理・積算支援費
- ・ 測量費(確定等)・登記費

<令和 4 年度>

令和 3 年度に実施した造成対象地の測量調査をもとに、より広い区画を求める企業のニーズに対応できるよう、敷地の拡張を行うための造成設計を実施する。また、用地取得に係る用地等価格算定を実施する。

(事業費)

- ・ 造成設計費
- ・ 手続き等の委託業務料
- ・ 土地価格算定委託業務料

<令和 3 年度>

より広い区画を求める企業のニーズに対応できるよう、敷地の拡張を行うための造成準備事業に着手する。

(事業費)

- ・ 測量費
- ・ 地質調査費

地域の帰還・移住等環境整備との関係

避難指示解除後も若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じる。

中山工業団地は、平成 10 年 3 月に造成完了以降、複数の小規模区画が空き地状態である。本敷地を有効活用し、町内外の雇用の受け皿とするため、早期の整備が必要である。

関連する事業の概要

ふくしま産業復興投資促進特区制度による優遇措置(法人税、固定資産税等の課税の特例)と連携し、新規雇用創出を支援する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--